

鹿 児 島 県 公 報

令和元年 8 月 23 日（金）第 32 号の 2



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 （ 毎 週 火 ， 金 ）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

規 則	
○鹿児島県国際交流センターの設置及び管理に関する条例施行規則	（国際交流課取扱い） 1
公 告	
○指定管理者の公募公告	（国際交流課取扱い） 19

規 則

鹿児島県国際交流センターの設置及び管理に関する条例施行規則をここに公布する。

令和元年 8 月 23 日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県規則第10号

鹿児島県国際交流センターの設置及び管理に関する条例施行規則

（趣旨）

第 1 条 この規則は、鹿児島県国際交流センターの設置及び管理に関する条例（令和元年鹿児島県条例第 6 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（利用期間）

第 2 条 条例第 6 条の規則で定める期間は、次の表の左欄に掲げる宿泊施設の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる期間とする。ただし、単身者用居室、夫婦用居室又は家族用居室にあっては、知事が特に必要があると認めた場合に限り、同表の右欄に掲げる期間を当該期間の末日から 1 年の範囲内で延長することができる。

宿泊施設の区分	期間
単身者用居室、夫婦用居室又は家族用居室	(1) 利用許可の期間の初日（以下「利用開始日」という。）が 4 月 1 日から 9 月 30 日までの間にある場合 当該日から当該日の属する年の翌年の 3 月 31 日まで (2) 利用開始日が 10 月 1 日から 12 月 31 日までの間にある場合 当該日から当該日の属する年の翌年の 9 月 30 日まで (3) 利用開始日が 1 月 1 日から 3 月 31 日までの間にある場合 当該日から当該日の属する年の 9 月 30 日まで
短期滞在者用居室	1 月

（利用許可の申請等）

第 3 条 条例第 7 条第 1 項前段の許可（以下「利用許可」という。）を受けようとする者は、次の表の左欄に掲げる宿泊施設の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に定める時期に、条例第 4 条に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に同表の右欄に定める書類を提出しなければならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

宿泊施設の区分	時期	書類
単身者用居室、夫婦用居室又は家族用居室	指定管理者の定める時期	単身者用居室・夫婦用居室・家族用居室利用許可申請書（別記第 1 号様式）、推薦書（別記第 2 号様式）、旅券の写

		しその他知事が必要と認める書類
短期滞在者用居室	利用しようとする日の1 年前から5日前まで	短期滞在者用居室利用許可申請書（別 記第3号様式）、旅券の写しその他知 事が必要と認める書類

2 指定管理者は、利用許可をしたときは、当該利用許可の申請をした者に対し、利用許可書（別記第4号様式）を交付する。

3 利用許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、遅滞なく、誓約書（別記第5号様式）を指定管理者に提出しなければならない。
（入居の手続き）

第4条 利用者は、利用開始日から10日以内に入居しなければならない。ただし、指定管理者の承認を受けた場合は、この限りでない。
（退去及び検査）

第5条 利用者は、宿泊施設のうち単身者用居室、夫婦用居室又は家族用居室を明け渡すときは、明け渡す1月前までに退去届（別記第6号様式）を指定管理者に提出しなければならない。

2 利用者は、宿泊施設を明け渡すときは、指定管理者の検査を受けなければならない。
（利用者の保管義務）

第6条 利用者は、指定管理者の指示に従い、鹿児島県国際交流センター（以下「センター」という。）の施設（これに附属する設備及び備品を含む。第14条において同じ。）を正常な状態に保つため、必要な注意を払わなければならない。
（利用許可の変更申請等）

第7条 条例第7条第1項後段の規定により、利用許可の内容の変更の許可（以下「変更許可」という。）を受けようとする者は、利用許可変更許可申請書（別記第7号様式）に当該変更に係る利用許可書を添えて指定管理者に提出しなければならない。

2 指定管理者は、変更許可をしたときは、当該変更許可の申請をした者に対し、利用許可変更許可書（別記第8号様式）を交付する。

3 指定管理者は、変更許可をしなかったときは、当該変更許可の申請をした者に対し、第1項の規定により提出された利用許可書にその旨を記載して交付する。
（利用許可の取消しの申出）

第8条 条例第9条第7項第3号の規定により、利用許可の取消しの申出をしようとする者は、利用許可取消申出書（別記第9号様式）に当該申出に係る利用許可書又は利用許可変更許可書を添えて指定管理者に提出しなければならない。
（利用料金の納入）

第9条 利用者は、指定管理者が指定する期限までに、利用料金を納入しなければならない。

2 条例第9条第2項の規定により、利用料金を前納しないことについて指定管理者の承認を受けようとする者は、単身者用居室・夫婦用居室・家族用居室利用許可申請書若しくは短期滞在者用居室利用許可申請書又は利用許可変更許可申請書にその旨を記載するものとする。
（利用料金の返還）

第10条 条例第9条第7項ただし書の規定による既納の利用料金の返還は、次の各号に掲げる場合ごとに当該各号に定める額について行う。

(1) 条例第9条第7項第1号又は第2号に該当する場合 既納の利用料金の全額

(2) 条例第9条第7項第3号又は第4号に該当する場合 既納の利用料金の5割相当額

2 条例第9条第7項ただし書の規定により、既納の利用料金の返還を受けようとする者は、利用料金返還申請書（別記第10号様式）を指定管理者に提出しなければならない。
（施設の原状変更の申請）

第11条 条例第11条第1項ただし書の規定により、施設の原状変更の承認を受けようとする者は、原状変更承認申請書（別記第11号様式）を指定管理者に提出しなければならない。
（行為許可の申請等）

第12条 条例第13条第1項前段の許可（以下「行為許可」という。）を受けようとする者は、行為許可申請書（別記第12号様式）を指定管理者に提出しなければならない。

2 指定管理者は、行為許可をしたときは、当該行為許可の申請をした者に対し、行為許可書（別記第13号様式）を交付する。

（行為許可の変更申請等）

第13条 条例第13条第1項後段の規定により、行為許可の内容の変更の許可（以下「行為許可変更許可」という。）を受けようとする者は、行為許可変更許可申請書（別記第14号様式）に当該変更に係る行為許可書を添えて指定管理者に提出しなければならない。

2 指定管理者は、行為許可変更許可をしたときは、当該行為許可変更許可の申請をした者に対し、行為許可変更許可書（別記第15号様式）を交付する。

3 指定管理者は、行為許可変更許可をしなかったときは、当該行為許可変更許可の申請をした者に対し、第1項の規定により提出された行為許可書にその旨を記載して交付する。

（施設を損傷した場合等の措置）

第14条 センターの施設を損傷し、又は滅失した者は、直ちにその旨を指定管理者に届け出て、その指示に従わなければならない。

（施設への立入り等）

第15条 指定管理者は、センターの管理上必要があると認めるときは、利用中の施設に立ち入り、利用者及び現に施設を利用している者に対して施設の利用に関し必要な指示をし、又は利用の状況を調査することができる。

2 前項の調査において、現に利用している宿泊施設に立ち入るときは、あらかじめ当該宿泊施設の利用者の承諾を得なければならない。

（その他）

第16条 この規則に定めるもののほか、センターの管理に関し必要な事項は、知事又は知事の承認を受けて指定管理者が別に定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

別記

第1号様式（第3条関係）

単身者用居室・夫婦用居室・家族用居室利用許可申請書

年 月 日

（指定管理者） 殿

申請者 住所
氏名

鹿児島県国際交流センターの宿泊施設の利用許可を受けたいので、次のとおり申請します。

フリガナ			国籍		
氏名			性別	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	
生年月日	年 月 日（ 歳）		<input type="checkbox"/> 私費 <input type="checkbox"/> 国費 <input type="checkbox"/> 外国政府派遣		
現住所	（郵便番号）				
	（電話番号）				
利用許可書送付先	（郵便番号）				
※国内のみ	（電話番号）		（電子メールアドレス）		
学校、学部、学科等	大学・大学院・短期大学・専門学校 学部・課程 学科・研究科 年		入学・転学 卒業予定	年 月 年 月	
利用期間	年 月 日から 年 月 日まで				
施設の区分	<input type="checkbox"/> 単身者用居室 <input type="checkbox"/> 夫婦用居室 <input type="checkbox"/> 家族用居室				
利用者の氏名等	氏名	性別	生年月日（年齢）	続柄	在留資格
			（ ）		
			（ ）		
			（ ）		
			（ ）		
授業料	年支払額 円 授業料免除 <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部				
収入・支出の状況（月額）	収入			支出	
	奨学金	円	家賃（本人負担額）	円	
	奨学金名（ ）		授業料（月額）	円	
	仕送り	円	食費	円	
	アルバイト収入	円	光熱水費	円	
	同居人・保証人等の援助	円	交通費	円	
	その他の収入	円	その他の支出	円	
	合計	円	合計	円	
現在の住居	<input type="checkbox"/> 民間アパート・マンション <input type="checkbox"/> 公的宿舎・大学寮 <input type="checkbox"/> その他の寮 <input type="checkbox"/> 親戚等と同居・ホームステイ				
	<input type="checkbox"/> その他（ ）				
	室 畳・平方メートル 台所（専用・共同・なし） 風呂・シャワー（専用・共同・なし） トイレ（専用・共同）				
申請回数	<input type="checkbox"/> 初めて <input type="checkbox"/> 2回目 <input type="checkbox"/> 3回目 <input type="checkbox"/> 4回目以上				
申請の理由	（住宅事情、経済事情、国際交流意欲等）				
備考					

注 利用料金を前納しないことについて承認を申請する場合は、備考欄にその旨を記載してください。

第2号様式（第3条関係）

推薦書

年 月 日

(指定管理者) 殿

推薦者	所在地	
	大学等名	
	氏 名	印
記入者	所 属	
	氏 名	
	(電話番号)

私は、下記の者を鹿児島県国際交流センターを利用するにふさわしいと認めますので推薦します。

なお、利用が許可された場合には、鹿児島県国際交流センターの設置及び管理に関する条例及び鹿児島県国際交流センターの設置及び管理に関する条例施行規則並びに知事又は知事の承認を受けて指定管理者が定める事項の規定を遵守するよう指導します。

記

氏 名	
学部，学科等	
推薦理由（推薦しようとする者の学業，性格，経済状況等）	

注 推薦者は、大学にあつては学長又は学部長とし、高等専門学校及び専修学校にあつては校長としてください。

第 3 号 様 式 (第 3 条 関 係)

短期滞在者用居室利用許可申請書

年 月 日

(指定管理者) 殿

申請者 住所
氏名

鹿児島県国際交流センターの宿泊施設の利用許可を受けたいので、次のとおり申請します。

フリガナ			国籍		
氏名			性別	<input type="checkbox"/> 男	<input type="checkbox"/> 女
生年月日	年 月 日 (歳)		<input type="checkbox"/> 私費	<input type="checkbox"/> 国費	
			<input type="checkbox"/> 外国政府派遣		
本国における住所	(郵便番号) (電話番号) (電子メールアドレス)				
本国における勤務先	学校又は会社名 : 部署・身分等 : 所在地・電話番号 : (電話番号)				
鹿児島県における研究機関	大学・大学院・短期大学・専門学校 学部・課程 学科・研究科 (電話番号)				
利用期間	年 月 日から 年 月 日まで				
施設の区分	<input type="checkbox"/> 車椅子対応仕様の居室				
利用者の氏名等	氏名	性別	生年月日 (年齢)	続柄	在留資格
	-----		()		-----
			()		-----
備考					

注 利用料金を前納しないことについて承認を申請する場合は、備考欄にその旨を記載してください。

第4号様式（第3条関係）

利用許可書

第 年 月 日
号

(申請者) 殿 (様)

(指定管理者) 印

年 月 日付けで申請のあった鹿児島県国際交流センターの宿泊施設の利用については、次のとおり許可します。

利用者の氏名	
施設の区分	(単身者用居室・夫婦用居室・家族用居室・短期滞在者用居室) 号室
利用期間	年 月 日から 年 月 日まで
利用料金	月額・日額 円
許可条件	
備考	

- 注1 許可条件に違反した場合は、この許可が取り消されることがあります。
2 利用料金を指定された期限までに納めないと利用できません。
3 変更許可をしない場合は、備考欄にその旨を記入します。

第 5 号 様 式 (第 3 条 関 係)

誓 約 書

利用者 は、次の表に掲げる宿泊施設及びその建具類その他造作一式について、鹿児島県国際交流センターの設置及び管理に関する条例及び鹿児島県国際交流センターの設置及び管理に関する条例施行規則の規定並びに知事及び知事の承認を受けて指定管理者が定める事項を堅く守り、下記事項を遵守することを誓約します。

宿 泊 施 設 の 表 示	
施 設 の 区 分	<input type="checkbox"/> 単身者用居室 <input type="checkbox"/> 夫婦用居室 <input type="checkbox"/> 家族用居室 <input type="checkbox"/> 短期滞在者用居室 () 号室
利 用 料 金	

記

- 1 毎月、指定管理者が定める期日までに翌月分の利用料金を納付します。
- 2 センターの施設内において、犬、猫その他鳥獣類は飼育しません。
- 3 周辺の環境を乱し、又は他人に迷惑を及ぼす行為はしません。
- 4 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員であることが判明した場合（同居者が該当する場合を含む。）は、当該宿泊施設を速やかに明け渡します。
- 5 宿泊施設の模様替えをしようとするときは、あらかじめ指定管理者の承認を得ます。
- 6 次に掲げる場合は、指定管理者に届け出ます。
 - (1) センターの施設（これに附属する設備及び備品を含む。以下同じ。）に修繕の必要が生じたとき。
 - (2) センターの施設に損傷、滅失等の事故が発生したとき。
 - (3) 宿泊施設を引き続き 1 月以上利用しないとき。
 - (4) 宿泊施設を明け渡すとき。

年 月 日

(指定管理者)

殿

利用者 氏名 (自署)

第6号様式（第5条関係）

退去届

年 月 日

(指定管理者) 殿

届出者 氏名

下記のとおり宿泊施設を退去するので、次のとおり届け出ます。

記

施設の区分	<input type="checkbox"/> 単身者用居室 <input type="checkbox"/> 夫婦用居室 <input type="checkbox"/> 家族用居室 <input type="checkbox"/> 短期滞在者用居室 () 号室
退 去 日	年 月 日
理 由	
退去後の住所	

第7号様式（第7条関係）

利用許可変更許可申請書

年 月 日

(指定管理者) 殿

申請者 住所
氏名

鹿児島県国際交流センターの宿泊施設の利用許可の内容の変更を受けたいので、次のとおり申請します。

許可年月日 及び許可番号	年 月 日 第 号	
変 更 前	利用者の氏名	
	施設の区分	<input type="checkbox"/> 単身者用居室 <input type="checkbox"/> 夫婦用居室 <input type="checkbox"/> 家族用居室 <input type="checkbox"/> 短期滞在用居室 () 号室
	利用期間	年 月 日から 年 月 日まで
変更しようとする事項及び内容		
変更しようとする理由		
備考		

注1 変更に係る利用許可書を添付してください。

2 利用料金を前納しないことについて承認を申請する場合は、備考欄にその旨を記載してください。

第 8 号 様 式 (第 7 条 関 係)

利 用 許 可 変 更 許 可 書

第 号
年 月 日

(申 請 者) 殿 (様)

(指 定 管 理 者) 印

年 月 日 付 け で 申 請 の あ っ た 鹿 児 島 県 国 際 交 流 セ ン タ ー の 宿 泊 施 設 の 利 用 許 可 の 変 更 に つ い て は , 次 の と お り 許 可 し ま す 。

許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号	年 月 日 第 号		
変 更 後	利 用 者 の 氏 名		
	施 設 の 区 分	(単 身 者 用 居 室 ・ 夫 婦 用 居 室 ・ 家 族 用 居 室 ・ 短 期 滞 在 者 用 居 室) 号 室	
	利 用 期 間	年 月 日 から 年 月 日 まで	
	利 用 料 金	月 額 ・ 日 額 円	
許 可 条 件			
利 用 料 金	納 付 済 額	変 更 額	過 不 足 額
	円	円	円

第9号様式（第8条関係）

利用許可取消申出書

年 月 日

(指定管理者) 殿

申出者 住所
氏名

鹿児島県国際交流センターの宿泊施設の利用許可の取消しを受けたいので、次のとおり申し出ます。

許可年月日 及び許可番号	年 月 日 第 号
施設の区分	<input type="checkbox"/> 単身者用居室 <input type="checkbox"/> 夫婦用居室 <input type="checkbox"/> 家族用居室 <input type="checkbox"/> 短期滞在用居室 () 号室
利用許可取消 申出の理由	

注 取消しに係る利用許可書又は利用許可変更許可書を添付してください。

第11号様式（第11条関係）

原状変更承認申請書

年 月 日

(指定管理者) 殿

申請者 住所
氏名

印

〔法人その他の団体にあつては、主
たる事務所の所在地、名称及び代
表者の氏名〕

鹿児島県国際交流センターの施設の原状変更の承認を受けたいので、次のとおり申請します。

施設名又は設備名	
利用目的及び内容	
原状変更の内容	
原状変更の理由	
原状変更の期間	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
原状回復の方法	
その他必要事項	

注 氏名を自筆で記入したときは、押印を省略することができます。

第 12 号 様 式 (第 12 条 関 係)

行 為 許 可 申 請 書

年 月 日

(指 定 管 理 者) 殿

申 請 者 住 所
 氏 名 印
 (法 人 そ の 他 の 団 体 に あ っ て は , 主
 た る 事 務 所 の 所 在 地 , 名 称 及 び 代
 表 者 の 氏 名)

鹿 児 島 県 国 際 交 流 セ ン タ ー に お い て , 次 の 行 為 を 行 い た い の で , 次 の と お り 申 請 し ま す 。

行 為 の 場 所 又 は 施 設 名	
行 為 の 目 的	
行 為 の 内 容	
使 用 面 積	
行 為 の 期 間	年 月 日 時 分 从 ち 年 月 日 時 分 まで
原 状 回 復 の 方 法	
そ の 他 必 要 事 項	

注 氏 名 を 自 筆 で 記 入 し た と き は , 押 印 を 省 略 す る こ と が で き ま す 。

第 13 号 様 式 (第 12 条 関 係)

行 為 許 可 書

第 号
年 月 日

(申 請 者) 殿 (様)

(指 定 管 理 者) 印

年 月 日 付 け で 申 請 の あ っ た こ と に つ い て は , 次 の と お り 許 可 し ま す 。

行 為 の 場 所 又 は 施 設 名	
行 為 の 目 的	
行 為 の 内 容	
使 用 面 積	
行 為 の 期 間	年 月 日 時 分 从 年 月 日 時 分 まで
原 状 回 復 の 方 法	
許 可 条 件	
そ の 他 留 意 事 項	
備 考	

注 変 更 許 可 を し な い 場 合 は , 備 考 欄 に そ の 旨 を 記 入 し ま す 。

第 14 号 様 式 (第 13 条 関 係)

行 為 許 可 変 更 許 可 申 請 書

年 月 日

(指 定 管 理 者) 殿

申 請 者 住 所
氏 名 印
〔 法 人 そ の 他 の 団 体 に あ っ て は , 主
た る 事 務 所 の 所 在 地 , 名 称 及 び 代
表 者 の 氏 名 〕

鹿 児 島 県 国 際 交 流 セ ン タ ー に お い て , 行 為 許 可 を 受 け た 内 容 を 変 更 し た い の で , 次 の と お り 申 請 し ま す 。

許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号	年 月 日 第 号
変 更 前	行 為 の 場 所 又 は 施 設 名
	行 為 の 目 的
	行 為 の 内 容
	使 用 面 積
	行 為 の 期 間 年 月 日 時 分 から 年 月 日 時 分 まで
	原 状 回 復 の 方 法
変 更 し よ う と す る 事 項 及 び 内 容	
変 更 し よ う と す る 理 由	
そ の 他 必 要 事 項	

注 1 氏 名 を 自 筆 で 記 入 し た と き は , 押 印 を 省 略 す る こ と が で き ま す 。

2 変 更 に 係 る 行 為 許 可 書 を 添 付 し て く だ さ い 。

第 15 号 様 式 (第 13 条 関 係)

行 為 許 可 変 更 許 可 書

第 号
年 月 日

(申 請 者) 殿 (様)

(指 定 管 理 者) 印

年 月 日 付 け で 申 請 の あ っ た 行 為 許 可 の 内 容 の 変 更 に つ い て は , 次 の と お り 許 可 し ま す 。

許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号	年 月 日 第 号	
変 更 後	行 為 の 場 所 又 は 施 設 名	
	行 為 の 目 的	
	行 為 の 内 容	
	使 用 面 積	
	行 為 の 期 間	年 月 日 時 分 から 年 月 日 時 分 まで
	原 状 回 復 の 方 法	
許 可 条 件		
そ の 他 留 意 事 項		

公 告

指定管理者の公募公告

鹿児島県公の施設に関する条例（昭和39年鹿児島県条例第13号。以下「条例」という。）第4条の規定により、次のとおり指定管理者の公募を行う。

令和元年 8 月 23 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 公の施設の名称
鹿児島県国際交流センター（以下「センター」という。）
- 2 公の施設の所在地
鹿児島市加治屋町19番18号
- 3 指定管理者に行わせる管理の業務の範囲
 - (1) センターの施設（これに附属する設備及び備品を含む。以下同じ。）の維持管理に関する業務
 - (2) センターの施設を利用した事業の企画及び実施に関する業務
 - (3) センターの施設の利用者の募集及び利用の許可に関する業務
 - (4) センターの施設の利用に係る料金に関する業務
 - (5) (1)から(4)までに掲げるもののほか、センターの管理に関して知事が必要と認める業務
- 4 指定管理者に管理の業務を行わせる期間
令和2年4月1日から令和7年3月31日まで
- 5 条例第5条の規定による申請（以下「申請」という。）に必要な資格
 - (1) 鹿児島県内に本店又は主たる事務所を有する法人その他の団体（以下「団体等」という。）であること。
 - (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
 - (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていないこと。
 - (4) 鹿児島県から指名停止を受けていないこと。
 - (5) 法人県民税、法人事業税、消費税、地方消費税等を滞納していないこと。
 - (6) 次のアからクまでのいずれにも該当しない者であること。
なお、資格要件確認のため、鹿児島県警察本部に照会する場合がある。
ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
イ 役員等が、暴力団員等（鹿児島県暴力団排除条例（平成26年鹿児島県条例第22号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であると認められる団体等
ウ 暴力団又は暴力団員等が、その経営に実質的に関与している団体等
エ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用している団体等
オ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して、いかなる名義をもってするかを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している団体等
カ 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している団体等
キ 役員等が、暴力団又は暴力団員等であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用している団体等
ク アからキまでに定める者の依頼を受けて申請をしようとする団体等
- 6 複数の団体等による申請
センターのサービスの向上又は効率的な管理運営を図る上で必要な場合は、複数の団体等が共同して申請することができる。この場合において、5の(1)に掲げる要件は、当該複数の団体等のうちいずれかの団体等が該当すればよいものとする。
- 7 申請の方法

(1) 申請書類

- ア 指定管理者指定申請書
- イ 管理の業務に関する事業計画書（以下「事業計画書」という。）
- ウ 管理の業務に関する収支予算書
- エ 法人にあっては、法人の登記事項証明書及び定款又は寄附行為（法人以外の団体にあつては、定款その他の基本約款）
- オ 申請書を提出する日の直前 2 事業年度における決算に関する書類
- カ その他知事が必要と認める書類

(2) 申請書類の提出先

鹿児島県 P R ・ 観光戦略部国際交流課国際交流係（鹿児島市鴨池新町 10 番 1 号 郵便番号 890-8577）

8 申請を受け付ける期間

令和元年 8 月 26 日（月）から同年 9 月 27 日（金）までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとする。

なお、郵送により提出する場合は、令和元年 9 月 27 日午後 5 時 15 分までに必着のこと。

9 条例第 6 条各号に掲げる選定の基準

- (1) 事業計画書の内容が、住民の平等な利用を確保することができるものであること。
- (2) 事業計画書の内容が、当該公の施設の効用を最大限に発揮させるとともに、管理の業務に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的及び人的能力を有していること。
- (4) その他知事が当該公の施設の設置目的を達成するために必要と認めるものとして別に定める事項

10 その他

- (1) 詳細は、募集要綱によるものとする。
- (2) 募集要綱は、鹿児島県 P R ・ 観光戦略部国際交流課国際交流係（鹿児島市鴨池新町 10 番 1 号 郵便番号 890-8577）において、令和元年 8 月 26 日（月）から同年 9 月 27 日（金）までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までの間、配布する。